

「全国企業短期経済観測調査」の見直しに関する方針の一部変更のお知らせ

日本銀行では、2016年12月に公表しました「『[全国企業短期経済観測調査](#)』[の見直しに関する最終案](#)」において、2020年頃を目途に「海外での事業活動」に関する調査項目を新設するなどの方針をお示しし、現在、その実現に向けて準備を進めています。

今般、同最終案でお示しした見直し方針の一部を変更することとしましたので、お知らせします。具体的には、以下のとおりです。

【「海外での事業活動」に関する調査項目の新設（最終案7頁～）】

	《変更前》		《変更後》
新設する調査項目	連結売上高 うち 海外売上高 連結経常利益 連結設備投資額 うち 海外での設備投資額	⇒	(不変)
集計方法	単純集計		母集団合計値を推計
公表内容	各計数の前年度比 売上高・設備投資額の海外比率		左記に加え、各計数の実額も公表

今般の変更は、総務省の事業所母集団データベースの情報と企業の決算情報を組み合わせることにより、標本設計を実施するために必要な母集団情報を作成できるようになったことを踏まえたものです。

これにより、意見募集の過程で一部のユーザーの方からご要望をいただきました各計数の実額についても、母集団合計の推計値として公表することが可能となります。

なお、母集団の範囲は、海外顧客向けの売上有る、または海外子会社・支所を有している企業グループ¹における、最上位の親会社であって、資本金が10億円以上の企業とします。標本設計は、全国短観と同様に「層化抽出法」により行います。具体的には、母集団を業種および連結売上高によって性質の近いグループ（推計層）に区分したうえで、標本を抽出します。調査は連結ベースの計数を対象とし、推計層を単位として母集団の合計値を推計します²。

照会先

調査統計局経済統計課企業統計グループ

Tel : 03-3279-1111 (内線 3822)

E-mail : post.rsd5@boj.or.jp

¹ 具体的には、事業所母集団データベースや有価証券報告書のセグメント別情報などを用いて、海外顧客向けの売上や、海外子会社・支所の有無を確認できた先を調査母集団とします。

なお、連結の範囲外の関係会社におけるこうした海外での事業活動については、この方法では捕捉できないため、連結の範囲外の関係会社でのみ海外での事業活動を行っている企業グループは基本的に母集団に含まれない点には、ご留意下さい。

² 連結売上高や連結設備投資額には、連結の範囲外の持分法適用関連会社の活動は反映されないなどの技術的な制約があるため、新設する調査項目は「海外での事業活動」を悉皆的に捕捉するものではありませんので、ご留意下さい。